

～ 特集 ～

ミャンマー法整備支援プロジェクトが開始されて

国際協力部教官

横 幕 孝 介

第1 はじめに

- 1 ミャンマー連邦共和国では、平成23年3月に民政移管されて以降、民主化及び国民和解が着実に進められており、日本政府も、平成24年4月に行われた日ミャンマー首脳会談において、ミャンマーの民主化、国民和解及び持続的発展に向けて、引き続き改革努力の進捗を見守りつつ、民主化、国民和解及び経済改革の果実を広範な国民が実感できるよう、3つの重点分野¹を中心に支援していく旨表明したのを機に、官民を挙げて、同国を積極的に支援していく方針を推進している。
- 2 これを受け、当部でも、関係機関と協力しながら、ミャンマー連邦最高裁判所長官、同法務長官らを招へいし²、また、酒井邦彦法務総合研究所長（当時³。以下同じ。）を団長とするハイレベル調査団を派遣するなどの準備を重ね、平成25年11月から、独立行政法人国際協力機構（JICA）とミャンマー連邦最高裁判所（以下、「連邦最高裁判所」という。）及び同法務長官府（以下、「連邦法務長官府」という。）との間で、両機関を実施機関とし、ミャンマーの社会経済及び国際標準に適合した法の整備及び運用のための組織的・人的能力向上を通じて、ミャンマーにおける法の支配、民主主義、持続可能な経済成長を促進することを目的とした「ミャンマー法整備支援プロジェクト」が開始された⁴。
- 3 本プロジェクトは、①ミャンマーが直面する喫緊の立法課題への対応能力の強化（立法起草・法案審査能力向上支援）⁵、②両機関所属の裁判官及び検察官の人材育

¹ 具体的には、①国民の生活の向上のための支援（少数民族や貧困層支援、農業開発、地域開発を含む。）、②経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援（民主化推進のための支援を含む。）、③持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援の三分野であり、このうち、法整備支援は、②に位置付けられる。

² ミャンマー連邦最高裁判所長官、同法務長官の招へいに関する詳細については、ICD News 54号、同56号（いずれも当部國井弘樹教官（当時。以下同じ。）執筆）を参照されたい。

³ 現高松高等検察庁検事長。

⁴ プロジェクト期間は、3年間。

⁵ 起草・審査支援の対象法令については、いわば起草ラッシュの状況にあるミャンマー側の事情を踏まえ、あえて予め特定せず、先方の要望に応じて対象とすることとしている。

成の基盤整備を内容としており、当部は、その具体的な活動に当たって、これまで、本プロジェクト開始前の段階から、当部教官が現地におけるディスカッションミーティング⁶の講師を務めるなどしてきたほか、本年5月には、当部教官を長期専門家として法務省から現地に派遣するとともに、日本国内では、本プロジェクトにおける最初の本邦研修を実施しつつ、JICA とともに国内における支援体制作りを進めるなど、本プロジェクトを全面的に支援している。

本年7月には、現地において、上記本邦研修の結果を踏まえるなどして、第1回合同調整委員会（JCC）⁷が開催され、現地専門家らとともに実際に現地で活動を行うワーキンググループ等の正式な設立や本プロジェクトにおける今後の活動方針の大枠が承認されるなどしたほか、特許庁等関係者の協力を得て、知的財産法に関する公開セミナーやディスカッションミーティングが開催され⁸、また、同年8月には、仲裁法に精通している日本人弁護士と国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の専門家を現地に招き、仲裁法に関する公開セミナー及びディスカッションミーティングが実施されるなど⁹、本プロジェクトは、日を追う毎にそのスピードを上げて活動が進んでいるところである。

そこで、本稿では、本プロジェクト活動のうち、昨年11月のプロジェクト開始以降の当部の活動を主として、平成26年3月及び同年4月に実施された現地ディスカッションミーティング並びに同年5月に実施された第1回本邦研修の様子について、紹介することとしたい。

第2 現地ディスカッションミーティング

1 平成26年3月実施

(1) 概要

連邦最高裁判所から、「刑罰理論」及び「デジタル証拠」をテーマとした講義、連邦法務長官府から、「知財事件の捜査手法」をテーマとした講義の実施について要望を受け、本年3月、当部教官らが現地に出張の上、ディスカッションミーティングの講師を務めるなどした。以下は、各ディスカッションミーティングの様態であ

⁶ ミャンマー現地において、現地専門家、日本から出張した専門家、当部教官等が講師を務めて講義やディスカッションを行うもの。ミャンマー側手続の都合上、非公開で行うものを、便宜的に「ディスカッションミーティング」と呼んでいる。これに対し、公開を前提とした比較的規模の大きなものを「現地セミナー（公開セミナー）」と呼んでいる。

⁷ Joint Coordinating Committee。本プロジェクトの活動計画、進捗状況等の承認を行う。

⁸ 別添プログラム“Seminar on Intellectual Property Laws”参照。

⁹ 別添プログラム“Seminar on Arbitration Law”参照。

る。

(2) 刑事政策の観点からみた刑罰理論

当部國井教官から、連邦法務長官府において、約30名の参加者を対象に、「刑事政策の観点からみた刑罰理論」と題して、伝統的な刑罰理論を踏まえた上で、日本における刑罰の種類や刑事政策についてのプレゼンテーションが行われた。昨年末には、国連開発計画（UNDP）による同一テーマでの大規模なセミナーが実施されているためか、参加者は、「ハンムラビ法典」や「応報刑」、「目的刑」などの用語の意味は理解しているようであったが、そうした理論が生まれた背景や、理論と実践をどのように結び付けるかといった点については、これまであまり議論してこなかったように見受けられた。また、「刑事政策」という考え方自体、初めて接することであり、日本では、ダイバージョンの理論が、刑事手続全般を通じて、起訴猶予、執行猶予、仮釈放等の制度に反映されている点等に強い関心を示していた。

(3) 刑事事件における電磁的記録の取扱い

当職から、連邦最高裁判所において、約40名の参加者を対象に、「刑事手続における電磁的記録の取扱い」と題して、日本の捜査段階における電磁的記録の証拠収集方法、裁判段階におけるその取調べ方法についてプレゼンテーションを行った。連邦最高裁判所は、当時、電磁的記録についての規定を含む証拠法の改正法案を作成中であったため、特にこの分野に関する先方の関心は高かったようであり、参加者からは、「ICレコーダーに記録された音声と被告人の音声との同一性を争われた場合、どのようにして立証するのか。」、「電磁的記録に関する証拠についての鑑定意見は、誰に求めるのか。」といった実務的な観点からの質疑が多くみられた。

(4) 知財事件の捜査手法について

國井教官において、連邦法務長官府の検察官約10名を対象に、2日間にわたり、「知財事件の捜査手法」をテーマに、日本における知財法の刑事事件の概況説明や、商標法違反及び著作権法違反の事案を題材に知財事件の捜査手法について議論するディスカッションミーティングが行われた。このディスカッションミーティングは、教官と参加者との間で対話の形で進められ、参加者からは、「捜索の際に立会人はいらぬのか。」、「この事件で何のためにタイムカードを差し押さえたのか。」といった、実務家ならではの質問がなされるなど、活発なやりとりが展開された。この場では、至近距離にいる参加者の表情からその理解度を読み取りながら進めることができたなど、本来のディスカッションミーティングの想定していた在り方として、改めて少人数ならではの有用性を実感する機会となった。

2 平成 26 年 4 月実施

(1) 概要

本年 5 月実施予定であった本プロジェクト第 1 回本邦研修を控え、同研修の効果をより高めるため、本年 4 月、当職が、現地に出張の上、同研修参加予定者らに対し、事前に、日本の司法制度に関する講義を行うなどした。

(2) 日本の司法制度について

後述するとおり、第 1 回本邦研修は、研修員に広く日本の制度や実情を知ってもらうことを目的としていたため、講義の内容も広く浅く網羅することとし、当職において、連邦最高裁判所及び連邦法務長官府において、それぞれ 2 日間にわたり、日本の司法制度として、明治維新以降の日本の法継受の推移、裁判所の構成、管轄、刑事・民事裁判制度、司法試験制度、法科大学院制度、司法修習制度の概要等について、プレゼンテーションを実施した。

双方の参加者からは、「検察官の処分の可否を判断する外部機関はあるのか。」、「弁護人が付かずに裁判が行われることはあるのか。」、「家庭裁判所はどのような事件を扱うのか。」、「裁判員の資格として、どの程度の教育レベルが要求されるのか。」、「『法哲学』とはどのような学問か。」、「司法修習生が弁護士と依頼人との交渉に立ち会うことで不都合は生じないのか。」、「弁護士として働くには裁判所の許可は不要なのか¹⁰。」、「日本の弁護士に種類はないのか¹¹。」といった様々な質問が寄せられた。連邦最高裁判所では各約 30 名、連邦法務長官府では各約 10 名と、蓋を開けてみれば、必ずしも本邦研修参加予定者に限られない参加者が集まったが、より多くのミャンマーの裁判官、検察官に日本の司法制度を知ってもらえるよい機会となった。

(3) 会社法

会社法に関しては、先方の要望に応じて、既にプロジェクト開始前の段階で JICA による公開セミナー¹²が、本プロジェクト開始後は小松健太長期派遣専門家（弁護士）¹³によるディスカッションミーティングが行われていたが、同じ機会に、小松専門家から、連邦法務長官府職員を対象に、「株式」をテーマに、株式の意義、株券、

¹⁰ ミャンマーの弁護士には、資格試験がなく、一定期間、ベテラン弁護士の下で経験を積んだ後、最高裁判所の許可を得て弁護士資格を取得することを背景とする。

¹¹ ミャンマーの弁護士には、Higher Grade Pleader (Township 裁判所のみでの訴訟事務取扱権限を有する。)と Advocate (全ての裁判所での訴訟事務取扱権限を有する。)の 2 種類が存在することを背景とする。

¹² JICA と連邦法務長官府の共催により、平成 24 年 8 月に、公開会社の法制度及び企業統治の改革をテーマにした公開セミナーが、同年 12 月には、国有企業の民営化テーマにした公開セミナーが、それぞれ実施されている。

¹³ 平成 26 年 1 月派遣。

株主名簿，株式の移転等を内容とするディスカッションミーティングが行われた。ミャンマーでは，まだ「株式」の概念自体，馴染みが薄いこともあるためか，参加者からは，「株主の責任が有限であることは，会社の責任とどのような関係にあるのか」，「定款には，会社の目的をどの程度具体的に記載するのか。」，「定款に記載した目的外の行為を行った場合の効力はどうなるのか。」，「株主の数に制限はないのか。」といった基本的な質問が多くなされたが，こうした基本的な概念や事柄に関する理解を地道に固めていく機会が，今後のプロジェクト活動を進めていく上でも，非常に有益であると思われる。

(4) 法務長官府の審査業務

ミャンマー側から，第1回本邦研修の参加者であるメイ・トゥー・アウン法令審査部法案審査局付検事，ティン・ザー・トゥン同検事によるプレゼンテーションがなされた。テーマは，「連邦法務長官府における審査業務」であり，法令審査部は，①法案審査，②規則等の下位規範審査，③法律の翻訳，④憲法問題を扱う各局に分かれ，法案審査局の職員は局長以下15名であること，一人の検察官が同時に5～8の法案や下位規範の審査業務を抱えることもあること，審査に当たっては，法案審査のマニュアルに沿い，政府の政策に合致しているか，公益に資するものか，国の実情に合致しているか，条約に適合しているかなどのポイントに従って審査していることなど，同局における審査業務の概要を紹介するものであり，審査業務に関する実情を理解する一助となるものであった。

第3 第1回本邦研修

1 概要

平成26年5月17日から同月31日まで（移動日を含む。），連邦法務長官府からチョウ・サン連邦法務長官府事務局長以下6名，最高裁判所からキン・ティダ・チョウ連邦最高裁判所研修部長以下6名計12名を招き，JICA 東京ほかにおいて，ミャンマー法整備支援プロジェクト第1回本邦研修が実施された（日程及び研修員の詳細については，別添のとおり。）

2 本研修実施の背景

本研修は，本プロジェクト開始後，最初の本邦研修であり，この研修結果等を踏まえた上で，ミャンマー側の課題等を整理し，それらの中から本プロジェクトで扱う具体的なテーマの絞り込みを行い，本プロジェクトにおける詳細活動計画を策定していくこととなっている。そこで，両実施機関におけるプロジェクト責任者である裁判官及び検察官らを研修員として招き，裁判所等の施設や人材育成に関する重要施設を訪

問するなど広く日本の現状や制度を紹介することで、相互理解を深めながらミャンマー側が現制度の問題点を明確に把握することを促進する目的で、本研修を実施することとした。

3 研修の概要

上記目的及び本プロジェクトが法案起草・審査分野及び人材育成分野に対する支援を内容とすることを受け、本研修プログラムは、大きく分けて、①日本の司法制度全般に関するもの、②法案起草・審査に関するもの、③法曹養成及び研修に関するもので構成されている。

(1) 日本の司法制度全般に関するプログラム

ア 講義

(ア) 当職において、研修の導入として改めて司法制度の概要に触れたほか、後に行われる模擬裁判や裁判傍聴の理解の助けとするため、当部野瀬憲範教官から、日本における警察と検察の関係、事件処理、公判、裁判員裁判等の各刑事手続について紹介した。また、当部毛利友哉教官から、民事裁判をテーマとして、民事裁判における事物管轄、消費貸借を例に挙げながら、当事者主義、主張、立証責任といった民事裁判の基本原則、民事裁判手続の流れなどについての講義がなされた。これらは日本の各制度を理解する上での大前提となる基本的な知識であり、繰り返し説明することで、理解を促すことができたと思われる。

(イ) 酒井法務総合研究所長から、「日本の司法制度改革について」と題し、規制緩和に伴う司法の役割の増大といった社会的な背景や、国民の期待に応える司法制度の構築等の改革の三本柱とその概要について、講義がなされた。研修員からは、特に、労働審判制度の導入や行政訴訟制度の改革等に関連して、ミャンマーでは行政機関による判断が裁判所によって覆されることはないとして、最終的に裁判所による司法判断を仰ぐことができる日本の準司法手続について強い関心が集まったほか、民事裁判の充実・迅速化に関連し、民事事件における計画審理の在り方についても質問がなされるなどした。

イ 訪問・見学

(ア) 東京地方裁判所立川支部訪問では、同支部の業務、事件管理システム等に関する概要説明を受けるとともに、刑事裁判傍聴のほか、裁判官の執務室見学、林正彦刑事部総括判事らとの意見交換が行われた。傍聴した事件は、自白事件の第1回公判であったが、研修員は、情状証人の証人尋問を見て、「なぜ自白事件で証人尋問が行われているのか。」と驚きを示していた。ミャンマーでは、証

人尋問は罪体に関してのみ行われているとのことであった。執務室見学は、裁判官のOJTの様子やどういった分野の書籍が執務室に備わっているか知りたいとのミャンマー側の要望に応じて行われたものであったが、裁判官同士が意見交換をしやすく、共用の蔵書も豊富であるとして執務室の環境について強い関心が示されたほか、意見交換では、合議体における各裁判官の意見が一致しなかった場合の対応等、実務に関する質疑がなされるなどした。

- (イ) 日本弁護士連合会に対する訪問では、同国際司法支援センター長外山太士弁護士から、弁護士会の組織や運営、弁護士会が社会で果たしている役割、裁判官や検察官との協力等について講義がなされた。研修員からは、特に日弁連が弁護士の資格付与や懲戒の権限を有している点¹⁴、日弁連と単位弁護士会との関係、弁護士会の研修制度、法曹三者による協議会における議題等について関心が示されたほか、国選弁護や民事法律扶助、弁護士会による支援等、司法における経済的な援助の制度についての質問がなされるなどした。研修員からは、「日本の弁護士会が国からの独立を確保するため財政的にも自立している点はとても興味深かった。」等の感想が聞かれた。

(2) 法案起草・審査に関するプログラム

ア 講義

- (ア) 坂本三郎法務省民事局参事官（当時¹⁵）から、「立法技術論（会社法改正を例に）」と題して、法律改正（制定）の流れについて、我が国の会社法改正を例に、起草を担当する省庁の立場から、民事局内での検討、法制審議会での検討、関係団体等との協議、民事局における法律案の立案、内閣法制局の審査、与党の審査、閣議決定等、国会での審議を経るまでの手続の概要について講義がなされた。ミャンマーでは、いわゆる縦割り行政の側面が強く、法案起草も所管官庁内部のみで行う傾向にあるようであり、研修員は、民事局の職員が裁判官や検察官出身者だけでなく弁護士出身者でも構成されていることや、民事局の担当者が他省庁の所管法令の改正等に関与することがある点、外部有識者らを含めて検討が行われる法制審議会の存在等に特に関心を示していた。
- (イ) 高橋康文内閣法制局長官総務室総務主幹（当時¹⁶）からは、内閣提出法案を審査する立場から、各府省における立法作業、内閣法制局の審査、閣議決定、

¹⁴ 前述のとおり、ミャンマーでは、最高裁判所が弁護士資格を付与する権限、弁護士の非違行為に対する制裁権限を有する。

¹⁵ 現法務省大臣官房参事官。

¹⁶ 現内閣法制局第四部長。

国会審議を経て公布に至るまでの手続の流れ、内閣法制局の組織、業務等に関して講義がなされた。研修員は、特に起草を行う担当省庁と審査を行う内閣法制局の役割の違いなどに関心を示し、「参事官が各出身省庁の提出法案を審査する意義はどのような点にあるのか。」といった質問がなされるなどした。このほか、内閣法制局では、参事官の執務室を見学したが、起草担当者と協議を行う環境を実際に目にする事で、より具体的にそのイメージを抱くことができたようであり、「法案の提出を受ける前に、担当省庁と十分な協議をしておくことの大切さを認識した。」との感想も聞かれた。

(ウ) 松尾弘慶應義塾大学法科大学院教授からは、「法と開発：日本の法制史と経済成長」と題して、日本の法制史の観点から、我が国の戦後の高度経済成長と法制度との関係について講義がなされた。戦後の高度経済成長に法制度が果たした役割として、古くは中国の律令の影響により国民の間に順法精神が根付く風土があったことを下地に、明治維新以降、法律の基盤整備が重ねられていたこと、経済の民主化を進める戦後の政策の安定化を法律が担保していたことなどが挙げられるとするもので、研修員からは、「これからのミャンマーの発展を考える上で、大変勉強になった。」「『国民に社会を変えようという意思さえあれば、必ず社会を変革することができる。』との言葉に強い感銘を受けた。」との感想が聞かれた。

イ 訪問・見学

(ア) 特許庁訪問では、特許庁による、これまでのミャンマー科学技術省（MOST）に対する支援の取組状況、我が国の特許制度の沿革、特許庁の組織体制等に関する概要説明、羽藤秀雄長官（当時¹⁷。以下同じ。）らとの意見交換が行われたほか、申請窓口を見学するなどし、今後、連邦法務長官府において審査が行われる知的財産法やミャンマーで設立が検討されている知財庁に関連して、我が国特許庁の役割等についての理解を深めた。意見交換では、チョウ・サン連邦法務長官府事務局長から、特許庁がミャンマー知財法の起草に協力していることについて謝意が示されるとともに、羽藤長官から、連邦法務長官府に対する今後の協力の意向が述べられるなどした。

(イ) 東京証券取引所訪問では、施設見学のほか、高良美紀子株式会社日本取引所グループ総務部法務グループ調査役・弁護士から、同取引所の組織、役割、具体的な業務内容、日本によるミャンマー資本市場育成支援の取組、株券の電子

¹⁷ 現特許庁特別顧問。

化におけるミャンマー会社法上の課題¹⁸等についての説明を受けた。本研修前には、同社の協力を得て、別の機会に、連邦法務長官府及び連邦最高裁判所において、ヤンゴンに駐在されている矢頭憲介同社総合企画部主任から、証券市場の概要や資本市場に関する法制度をテーマにした現地ディスカッションミーティングが実施されていたこともあり、研修員は、本訪問における説明内容についてもスムーズに理解できたようであった。研修員からは、証券市場を監督する政府機関の種類や顧客情報の秘密の確保といった制度や実務上の観点から質問がなされたほか、宮原幸一郎同社常務執行役らとの意見交換では、チョウ・サン連邦法務長官府事務局長から、証券取引法と整合するよう会社法の改正を検討していきたいとの意向が述べられるなどした。

(3) 人材育成に関するプログラム

ア 講義

- (ア) 中島行雄法務省大臣官房司法法制部付から、「日本のロースクール・司法試験制度について」と題して、現在の日本の法曹養成制度について、司法制度改革の一つとして法曹養成のプロセスを重視したことやその概要、現行制度の課題等について講義がなされた。ミャンマーでは、法曹資格を得るための試験制度の改革にも関心があり、研修員からは、司法試験と予備試験の違いについて質問や、「大学法学部卒業者がロースクールに入る必要があるのか。」といった、大学をも含めた法曹養成制度の在り方の根本を考えさせるような質問がなされるなどした。
- (イ) 佐藤直史 JICA 専門員・弁護士による講義では、「ロースクールでの教育内容等について」と題して、欧米各国における大学、ロースクール、試験及び研修制度とを比較しながら、日本のロースクールにおける具体的なカリキュラム、教育手法、課題等について講義がなされた。その上で、ミャンマーにはミャンマーの文脈に合った独自の制度を導入すべきである旨の指摘がなされるなどしたが、研修員にとっては、特に他国の制度と比較しながらの制度説明が分かりやすく伝わったようであった。
- (ウ) 水沼祐治法務総合研究所研修第一部長（当時¹⁹）から、「検事研修について」と題して、新任検事研修、検事一般研修、検事専門研修のカリキュラムを紹介

¹⁸ 現行会社法では、株式の譲渡は、譲渡証書の締結及び株主名簿への登録によって効力が生じるとされるほか、株券の発行を前提とした規定もあるなど、株券が電子化された場合の運用にそぐわない規定ぶりとなっている。

¹⁹ 現大阪地方検察庁堺支部長。

しながら、その概要について講義がなされた。研修員は、実際の研修で行われた模擬取調べや模擬証人尋問の様子を録画した DVD の映像、研修教材の実物を見ることで、実際の研修の状況について具体的なイメージを抱けたようであり、説明に熱心に聞き入り、法医学に関する研修内容について質問がなされるなどした。

(エ) 当部毛利教官から、「司法研修所の研修内容について」と題し、司法研修所における司法修習生及び若手裁判官に対する研修の概要についての講義がなされた。研修員は、OJT を重視している日本の裁判官養成システムに関連して、合議体における左陪席と右陪席の役割の違い等について質問がなされる一方、裁判官の採用試験が一つしかないミャンマーと異なり、司法試験とは別の試験が存在する簡易裁判所の裁判官の存在に関心を示し、その資格や研修について質問がなされるなどした。

イ 訪問・見学

(ア) 法務省浦安総合センター訪問では、研修員らに研修の一手法として実際に模擬裁判を経験してもらうとともに、刑事裁判手続への理解の助けとするなどのため、模擬法廷において、窃盗の否認事件をモデルにした模擬記録に基づき、証人尋問を含む冒頭手続から判決宣告に至る一連の流れについて、研修員に法曹三者の役を務めてもらう模擬裁判の演習を行ったほか、研修室、図書室、寮室、体育館等の施設を見学するなどした。模擬裁判では、研修員は、皆、積極的に役になりきり、研修の初期にあつて各研修員間の距離も縮まるなど、参加型の研修ならではのメリットがあつた上、キン・ティダ・チョウ連邦最高裁研修部長からは今後のミャンマーでの研修でも活用したい旨感想が述べられるなどした。なお、模擬記録を使った演習は、後日、実際に、ミャンマーの司法研修所における新任判事研修のカリキュラムとして採用されるなど、本研修の内容が反映されることとなった。

(イ) 司法研修所訪問では、司法修習生の研修施設である階段教室、法廷教室、大講堂、図書室、裁判官の研修施設である大研究室、模擬法廷等を見学したほか、藤井敏明上席教官（当時²⁰）らとの意見交換が行われた。意見交換では、研修員から、裁判官の研修の種類、外部研修中の身分、労働事件や特許事件等の特別な事件における講師の選任等について質問が寄せられた。

(ウ) 最高裁判所訪問では、大法廷、小法廷、図書館を見学し、最高裁判所の所管

²⁰ 現長野地方・家庭裁判所長。

及び事務，最高裁判所図書館についての概要説明を受けた。研修員は，特に同図書館の蔵書の種類，数，全国の裁判所に対して照会に応じて必要な資料の提供を行うといった同図書館の役割等について関心を示していた。

(エ) 金融庁及び証券取引等監視委員会訪問では，審判廷の見学，同委員会の業務内容についての概要説明，佐渡賢一同委員会委員長らとの意見交換が行われた。ミャンマーでは，今後，我が国の財務省財務総合政策研究所が中心となって進めたミャンマー証券取引法（2013年7月成立）の適切な運用が求められていく中，我が国の金融庁，証券取引等監視委員会の役割等についての理解を深めることができた。研修員は，取扱い事案の統計や審判官の資格等について関心を示したほか，意見交換では，インサイダー取引等における行政制裁と刑事罰との棲み分け等，実務の運用に関する質疑がなされるなどした。

(4) 発表・総括質疑応答

研修の終盤に，本研修全般を通じた上でのミャンマーの現状と課題，現行プロジェクトに期待すること等をテーマとして，連邦法務長官府側及び連邦最高裁判所側から，それぞれプレゼンテーションが行われた。連邦法務長官府側からは，ミャンマーでは，今後300以上の法律の改正が検討されていることなどの紹介があったほか，法案起草に関する課題として会社法に関する研修，人材育成に関する分野として知財関連犯罪，証券犯罪，サイバー犯罪の捜査に関する研修が挙げられるなどした。連邦最高裁判所側からは，現在，証拠法の改正と破産法の草案作成作業中であることなどの紹介があったほか，今後の課題として，法案起草の分野では，破産法，知財裁判所設立に関する組織法等が，人材育成の分野では，模擬裁判，判決起案演習，研修カリキュラムの改訂等が挙げられ，また，裁判実務における課題として，仲裁法，知財法，証券取引法等の実務に関する知識を得る機会を設ける必要があるとされた。その後，研修員と日本側参加者との間で意見交換が行われ，証拠法の改正，破産法の起草状況等に関する質疑や，本プロジェクトで扱う対象法令の絞り込みの必要性等について議論がなされるなどした。

(5) 表敬

このほか，本研修では，小津博司検事総長（当時），稲田伸夫法務事務次官をそれぞれ表敬訪問するとともに，証券取引等監視委員会訪問時には佐渡賢一委員長，内閣法制局訪問時は近藤正春内閣法制次長，特許庁訪問時は羽藤秀雄長官，司法研修所訪問時は山名学所長，東京地方裁判所立川支部訪問時は山田俊雄支部長，金融庁訪問時は岡村健司参事官を各表敬した。

第4 おわりに

これまでに紹介したディスカッションミーティング、本邦研修の機会、そのいずれもが、自国の制度、運用をよりよくするために少しでも多くのことを学びたいというミャンマーの裁判官、検察官らの情熱を肌で感じ取ることができた機会でもあった。前述したとおり、前項で紹介した第1回本邦研修後の本年7月には、現地において、第1回JCCが開催され、本プロジェクトにおける今後の各ワーキンググループの活動方針の大枠が示されるなどしたが、そこでは、法案起草・審査分野の対象法令に関して、会社法、知財法、仲裁法、破産法、証拠法、知財裁判所設置法等の法律が、人材育成分野については、模擬記録や模擬裁判を取り入れた研修カリキュラムの改訂等が、それぞれ示されているほか、連邦法務長官府においては、法案起草・審査プロセスそのものを改善するための新たなワーキンググループが設立されるなど、その内容は、本研修において、ミャンマー側の立場から吸収し得た結果が反映されたものであった。その意味で、ミャンマーの研修員に広く日本の司法制度を知ってもらい、今後の活動方針の策定に役立ててもらおうとした本プロジェクト開始後最初の研修としての目的は概ね達成できたものと思われる。このように、ミャンマーにとって大変有意義な研修を実施することができたことについて、まずは、講師の方々や訪問先の方々を始め、多忙な中、準備段階から本研修のために多くの時間を割いてくださった関係者全ての皆さまに、心から御礼を申し上げたい。

そして、上述のとおり、無事、第1回JCCを迎え、今後の活動に向けて区切りとなるスタートを切ることができたのは、各関係者の協力があったのことはもちろんのこと、現地専門家3名が揃ってから²¹わずか2か月とその業務も繁忙を極めたであろう中、現地専門家らが、それまでに培ってきた両機関と信頼関係に基づき、関係者との間で密に協議を積み重ねてきたことによるところが大きいと思われる。上記JCCの場で示された事項は多岐に渡ることもあり、今後、それらの優先順位付けなど更なる絞り込みを行っていく必要はあろうが、これについては、今後、現地でのワーキンググループ活動の展開や関係者との更なる議論が重ねられることによって、具体的な道筋が見えてくることが期待できるとともに、当部としても、引き続き、本プロジェクト活動の円滑な実施に向けてできるだけの協力をしていきたい。

最後に、改めて、本プロジェクト活動を進めるに当たりお世話になった関係者の方々に深く感謝を申し上げるとともに、引き続き、今後の御協力をお願い申し上げ、本稿を締めくくることがしたい。どうもありがとうございました。

以上

²¹ 坂野一生長期派遣専門家は平成26年4月派遣、國井長期派遣専門家は同年5月派遣。

ミャンマー第1回本邦研修日程

日	曜	午前	午後
5 /	日	午前 入国	午後
5 /	月	10:00 JICA ブリーフィング TIC	13:30 ICD オリエンテーション TIC
			14:30 【講義】 日本の司法制度について(司法 権の独立を含む) ICD教官 17:00 TIC
5 /	火	9:30 【講義】 日本の司法制度改革について 酒井所長 11:30 赤レンガ	11:50 法総研所長主催 意見交換会 13:30 【講義】 日本のロースクール・司法試験制 度について 司法法制部 15:20 赤レンガ
			15:40 【講義】 ロースクールでの教育内 容等について JICA佐藤専門員 17:30 赤レンガ
5 /	水	10:00 【訪問・講義】 法務省浦安総合センター(講義「日本の刑事裁判について」、講義「検事研修について」、施設見学、講義・演習「電磁的証 拠の取扱いについて(実例をもとに)」、模擬証人尋問演習)	17:30 浦安センター
5 /	木	10:00 【訪問】 日弁連(講義「弁護士会の役割等について」、意見交換) 日弁連	14:30 【訪問】 東京地裁立川支部(支部長表敬、裁判傍聴、裁判官執務室 見学、意見交換) 東京地裁立川支部
5 /	金	9:30 【講義】 司法研修所の研修内容について ICD教官	11:30 TIC
			14:30 【訪問】 司法研修所(所長表敬、施設見学、意見交換) 司法研修所
5 /	土		
5 /	日		
5 /	月	9:30 【訪問】 東京証券取引所(施設見学、概要説明、質疑応答) 日本取引所(東証)	11:30 13:30 【表敬】 検事総長 14:30 【講義】 立法技術(会社法改正を例に) 民事局 17:30 赤レンガ
5 /	火	10:00 【表敬】 金融庁参事官 金融庁	10:20 【訪問】 証券取引等監視委員会(施設見学、概要説 明、質疑応答) 証券取引等監視委員会(SEC)
			12:00 13:30 【表敬】 法務事務次官 14:30 【講義】 日本の民事裁判について ICD教官 17:30 赤レンガ
5 /	水	10:00 【訪問】 内閣法制局(表敬、講義「法案審査プロセス(近時の法案審 査を例に)」) 内閣法制局	14:00 【講義】 日本の法制史(経済発展との関連から) 松尾教授 17:30 TIC
5 /	木	10:00 【発表準備】 午後の発表に係る準備等(ミャンマー側) 赤レンガ	14:00 【発表、総括質疑応答】 ミャンマー側からの発表(本研修での収穫、ミャンマーの現状 と課題への対応、プロジェクトに期待すること)、質疑応答、意 見交換 赤レンガ
5 /	金	9:30 【訪問】 最高裁(施設見学) 最高裁	11:00 11:30 【訪問】 特許庁(長官表敬、 施設見学) 特許庁
			12:15 12:30 13:30 14:30 JICA主催 昼食会 評価会・修了式 TIC
5 /	土	出国	
5 /	日		

ミャンマー法整備支援プロジェクト第1回本邦研修 研修員(AG)

1	チョウ・サン Mr. Kyaw San 法務長官府事務局長
2	チョー・チョー・ナイン Mr. Kyaw Kyaw Naing 法務長官府国際法・ASEAN法務部副部長
3	テツ・ルウイン Mr. Thet Lwin 法務長官府国際法・ASEAN法務部付検事
4	メイトゥー・アウン Ms. May Thu Aung 法務長官府法案審査局付検事
5	ティン・ザー・トゥン Ms. Tin Zar Tun 法務長官府法案審査局付検事
6	モー・ウェイ・ピョー Mr. Moe Wai Phyoe 法務長官府検察局付検事

ミャンマー法整備支援プロジェクト第1回本邦研修 研修員(SC)


1	キン・ティダ・チョウ Ms. Khin Thida Kyaw 最高裁判所研修部長
2	エー・エー・テイン Ms. Aye Aye Thein 最高裁判所法案起草部長
3	キン・リン Ms. Khin Linn 最高裁判所研修部副部長
4	マーラー・モー Ms. Marlar Maw 最高裁判所研究部副部長
5	ミン・ソー Mr. Myint Soe 最高裁判所長官室副室長
6	キン・ミヤツ・ター Ms. Khin Myat Tar 最高裁判所法案起草部事務取扱裁判官



Seminar on Intellectual Property Laws

Nay Pyi Taw, 20 July 2014 13:00 - 18:00



organized by 

Moderator: Mr. KUNII Hiroki, JICA Advisor for the Legal Cooperation Project
Interpreter: Myanmar - Japanese (Consecutive Interpretation)

Opening

- 12:30 - Registrations
13:00 - 13:10 Opening
- 13:10 - 13:20 Opening Remarks by U Kyaw San, Director General, Union Attorney General's Office
- 13:20 - 13:30 Guest Remarks by Mr. HATO Hideo, Special Advisor (Former Commissioner), Japan Patent Office

Session 1: Introduction of Intellectual Property

- 13:35 - 14:15 "Outline of Intellectual Property System" presented by Mr. KUMAGAI Ken-ichi, Professor, School of Law, Meiji University
- 14:15 - 14:55 "Toward Establishment of IP System" presented by Mr. MATSUTANI Yohei, Deputy Director, International Cooperation Division, Japan Patent Office
- 14:55 - 15:05 Break

Session 2: Introduction of Copyright Law

- 15:05 - 15:45 "Outline of Copyright System" presented by Mr. SATO Toru, Director, International Affairs Division, Japan Copyright Office, Agency for Cultural Affairs

Session 3: Myanmar Intellectual Property Laws (Draft)

- 15:45 - 17:00 Presentation by Dr. Kyi Pyar Moe, Assistant Director, IP Section, Ministry of Science and Technology (Myanmar Language Only)
- 17:00 - 17:20 Coffee/Tea Break (Collecting Questionnaire)

Session 4: Q&A/Floor Discussion

- 17:20 - 17:50 Q&A/Floor Discussion
Moderated by Mr. KOMATSU Kenta, JICA Advisor for the Legal Cooperation Project

Closing

- 17:50 - 18:00 Closing Remarks by H.E. U T. Khun Myatt, Chairperson of the Bill Committee, Pyithu Hluttaw

Expected Participants (Myanmar)

- ❖ Union Attorney General's Office
 - U Kyaw San, Director General
 - U Win Myint, Deputy Director General
 - Daw May Thi Linn, Deputy Director General
 - Daw Khin Cho Ohn, Deputy Director General
 - Daw Nu Nu Yin, Deputy Director General
- ❖ Supreme Court of the Union
 - U Sein Than, Director General
 - Daw Aye Aye Kyi Thet, Deputy Director General
- ❖ Pyithu Hluttaw
 - H.E. U T. Khun Myatt, Chairperson of Bill Committee
 - H.E. U Saw Mla Tun, Member of Bill Committee
 - H.E. Dr. Soe Moe Aung, Member of Bill Committee
 - H.E. U Aung Mya Than, Member of Bill Committee
 - H.E. U Soe Re, Member of Bill Committee
 - H.E. U Soe Soe, Member of Bill Committee
 - H.E. U Sai Win Khine, Member of Public Affairs Management Committee
 - H.E. U Khin Mg Myint, Member of Rule of Law and Tranquility Committee
 - H.E. U Myint Soe, Member of Judicial and Legal Affairs, Complaint and Appeal Committee
 - H.E. U Sai Boe Aung, Rule of Law and Tranquility Committee
 - H.E. U Tin Htwe, Member of Judicial and Legal Affairs, Complaint and Appeal Committee
 - Dr. Htoo Maung, Director of Committees Department
- ❖ Amyotha Hluttaw
 - H.E. U Zaw Myint Pe, Chairperson of Bill Committee
 - H.E. U Myo Myint, Chairperson of National Planning and Development Project Affairs Committee
 - H.E. Dr. Myint Kyi, Chairperson of Workers Rights and Providing Protection Committee
 - H.E. Pro; Dr. Mya Oo, Chairperson of Health, Education and Culture Committee
 - H.E. Dr. Khin Shwe, Chairperson of Relief and Victims Care Committee
- ❖ Ministry of Science and Technology
- ❖ Myanmar Customs Department
- ❖ Myanmar Police Force



Seminar on Arbitration Law

Nay Pyi Taw, 14 August 2014 13:00 - 18:00



organized by 

Moderator: KUNII Hiroki, JICA Legal Advisor

Interpreter: U Hang Za Thawn (Myanmar - English / Consecutive Interpretation)

Opening

- 12:30 - Registrations
- 13:00 - 13:10 Opening
- 13:10 - 13:20 Opening Remarks by U Sein Than, Director General, Office of the Supreme Court of the Union
- 13:20 - 13:30 Photo Session

Session 1: Introduction of Arbitration

- 13:40 - 14:40 “Arbitration ~ Introduction & Recent Trends ~” presented by Mr. TEZUKA Hiroyuki, Attorney-at-law admitted in Japan & New York, Nishimura & Asahi Law Firm
- 14:40 - 15:00 Coffee / Tea Break

Session 2: Enforcement of Foreign Arbitral Award

- 15:00 - 16:00 Presentation by Mr. Changkuk Lim, Legal Officer at UNCITRAL-RCAP (Regional Centre for Asia and the Pacific)

Session 3: Myanmar Arbitration Law (Draft)

- 16:00 - 16:30 “Overview of Arbitration in Myanmar” presented by Dr. Ei Ei Khin, Assistant Director, Law and Procedure Department, Supreme Court of the Union of Myanmar (Myanmar Language Only)
- 16:30 - 16:50 Break (Collecting question sheet)

Session 4: Q&A/Floor Discussion

- 16:50 - 17:50 Q&A/Floor Discussion
Moderated by KOMATSU Kenta, JICA Legal Advisor

Closing

- 17:50 - 18:00 Closing Remarks by Mr. OKUBO Akimitsu, Advisor, Law and Justice Team, Governance Group, JICA Headquarters

Expected Participants (Myanmar)

- ❖ Office of the Supreme Court of the Union
- ❖ Office of the President
- ❖ Union Attorney General's Office
- ❖ Ministry of Commerce
- ❖ Ministry of Electric Power
- ❖ Ministry of Energy
- ❖ Ministry of Foreign Affairs
- ❖ Ministry of Industry
- ❖ Ministry of Labour
- ❖ Ministry of Mines
- ❖ Ministry of National Planning and Economic Development
- ❖ Directorate of Investment and Company Administration
- ❖ Union of Myanmar Federation of Chambers of Commerce and Industry